

ID: 452

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	指定の停止又は取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市下水道条例施行規程 第15条第1項		
例 規 番 号	令和2年名寄市水道事業管理規程第2号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(指定の停止又は取消し)</p> <p>第15条 管理者は、指定業者が次のいずれかに該当するときは、業者の指定を取り消し、又は指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 建設業法第28条によるところの停止処分を受けている期間</p> <p>(2) 建設業法第29条によるところの取消処分を受けたとき。</p> <p>(3) 第9条に定める要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(4) 条例又は管理者の指示に違反したとき。</p> <p>(5) 指定業者の指定申請書、届出書の内容に不正があったとき。</p> <p>(6) 工事材料の使用に不正があったとき。</p> <p>(7) 前各号のほか、指定業者としての信用を著しく失墜する行為があったとき。</p> <p>2 前項各号に該当し、その処分により指定業者が損害を受けることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び名寄市下水道事業指定排水設備工事事業者の違反行為に係る処分等手続規程第2条第1項による。</p> <p>(処分の基準)</p> <p>第2条 処分の基準は、別表のとおりとし、違反行為に対する処分は、同表に規定する違反行為に係る累積点数（以下「違反累積点数」という。）により判断するものとする。</p> <p>2 前項の違反点数につき、次の各号に当たるときは、別表に規定する該当事項のうち、最も重いものを適用するものとする。</p> <p>(1) 1つの違反行為が、別表に定める該当事項の2以上に当たるとき。</p> <p>(2) 複数の違反行為が、一連のものであると認められるとき。</p> <p>3 集合住宅及び開発行為工事等において、同一工事と認められる2以上の排水設備工事に係る違反行為については、1つの違反行為とみなす。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日